

○総務省告示第三百四十四号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第六十四号の規定に基づき、昭和二十八年郵政省告示第七百六十三号（委託による無線局の周波数の測定に関する手続、測定方法及び手数料等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年十二月一日から施行する。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

別表様式中「**印**」、「また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。」及び「とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる」を削る。